

札幌市建築審査会条例の一部を改正する条例案

平成28年（2016年）2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市建築審査会条例の一部を改正する条例

札幌市建築審査会条例（昭和26年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条中「外」を「ほか」に改め、同条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでの職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（理 由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による建築基準法の一部改正に伴い、建築審査会の委員の任期を定めるため、本案を提出する。